

第二十四回国会 参議院 文教委員会 會議録 第二号

昭和三十一年二月九日(木曜日)午後一時四十二分開会

委員の異動

一月二十五日議長において、小西英雄君を委員に指名した。二月三日委員小西英雄君辞任につき、その補欠として田中啓一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 飯島連次郎君
理事 有馬 英二君
川口爲之助君
湯山 勇君

委員

細木 亨弘君
中川 幸平君
松原 一彦君
三木興吉郎君
秋山 長造君
安部キミ子君
村尾 重雄君
加賀山之雄君
竹下 豊次君

國務大臣

清瀬 一郎君
文部大臣 竹尾 式君
文部政務次官 天城 勳君
文部大臣官 房會計課長 緒方 信一君
文部省初等中等教育局長 稲田 清助君
文部省大学 学術局長 小林 行雄君
文部省管理局長 小林 行雄君

事務局側

常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の会議に付した案件

○本委員会の運営に関する件
○委員派遣承認要求の件
○理事の補欠互選

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○日本学士院法案(内閣送付、予備審査)

○教育、文化及び学術に関する調査の件
○愛知県の学区制に関する件
○昭和三十一年度文教予算に関する件

○長崎県の学校給食用粉乳の不正横流し事件に関する件
○地方教育職員の停年制に関する件

○委員長(飯島連次郎君) ただいまより文教委員会を開きます。

まず先日の理事会における協議の内容容について御報告いたします。委員会

の開催については毎週火曜日、木曜日の午後を定例とし、その他は必要に応じて随時開くということです。右の通り決定して御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(飯島連次郎君) さよう決定いたします。

○委員長(飯島連次郎君) 次に、委員派遣の件であります。近く国会に提案を予定されております教育委員会制度改正に伴う関係諸法律の一部改正、教科書法案等の審議に資するため、この

際地方教育委員会の運営状況、教科書制度及び大学制度その他の事項に関して実情調査を行うため委員派遣を行うこと。派遣地は、第一山形県、秋田県、第二鳥取県、島根県。派遣期間は二月十五、六日ごろから第一五日間、第二二六日間とする。派遣委員は自民党二名、社会党一名、緑風会一名とすること。大体以上の諸点について協議を行いました。

お諮りいたしますが、以上の内容で委員派遣を行うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○秋山長造君 今の派遣地についてですが、一班は山形、秋田。二班は鳥根、鳥取ということのように承わったのですが、これは山形、秋田というのと鳥根、鳥取というのではどちらも大体似たようなところじゃないかと思

うのです。大体農村でもあるし、むしろやっぱり少し一班と二班で行く先を変えた方がいいんじゃないか。まあ一班の方が山形、秋田ということならば、二班の方はむしろ都会地を中心にした方がいいのじゃないかと思うので、この鳥取、鳥根という方は距離的にも遠いし、むしろもう少し手前の兵庫、和歌山あたりになされた方が学校の数も多いし、それからまた教育委員会と一口にいっても、大都市から農山村の小さい教育委員会に至るまでいろいろ段階もバラエティに富んでおる。そういうことで所期の目的に沿うゆえん

ではないかというふうに私どもは考えるのですが。

○委員長(飯島連次郎君) お諮りいたしますが、委員派遣の第二班について秋山君から変更の御意見がございまして、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(飯島連次郎君) 御異議がなければ……
○加賀山之雄君 理事会ではどういってお話だったので、それを選定された事情を……
○委員長(飯島連次郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(飯島連次郎君) 速記を始めました。秋山委員から提案されましたように、派遣地の第二班は兵庫、和歌山に変更することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(飯島連次郎君) 御異議なければさよう決定いたします。
○委員長(飯島連次郎君) 御異議なければさよう決定いたします。

○委員長(飯島連次郎君) 次に、本日の日程として国立学校設置法一部改正、日本学士院法案の提案理由を聴取すること、本日から昭和三十一年度文

教予算を議題とすること、その他当面の文教政策等に関する質疑を行うことなどを協議いたします。

以上御報告いたします。

○委員長(飯島連次郎君) まず理事補欠互選を議題といたします。

互選の方法は先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(飯島連次郎君) 御異議なければ委員長は湯山勇君を理事に指名いたします。

○委員長(飯島連次郎君) 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案及び日本学士院法案を一括して議題といたします。

政府より提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(清瀬一郎君) ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由および内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和三十一年度予算に照応して関係条文を改正するものでありまして、国立大学附置の研究施設の設置について規定するものであります。

改正点は、京都大学に附置研究所として、ウイルスの探究ならびにウイルス病の予防および治療に関する学理およびその応用の研究を目的とするウイルス研究所を設置することでありま

す。

○委員長(飯島連次郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(飯島連次郎君) 速記を始めました。秋山委員から提案されましたように、派遣地の第二班は兵庫、和歌山に変更することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(飯島連次郎君) 御異議なければさよう決定いたします。

○委員長(飯島連次郎君) 御異議なければさよう決定いたします。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

なにとぞ十分御審議のうえ、御賛成くださるようお願い申し上げます。

引き続きまして日本学士院法案について、提案理由と内容の概要とを御説明申し上げます。

この法案を提案するおもな目的は、現在、総理府の機関たる日本学術会議のうちに置かれてある日本学士院について、その会員を日本学士院において選定することとし、これに伴い、日本学士院を文部省に移管することであり

日本学士院は、明治十二年に創設せられ、以来七十有余年の間、わが国最高の学術上の諮問機関として、碩学を集め、学術の振興に多大の貢献をして参りました。また、その会員たることは、科学者として最高の名譽とされてきたのであります。

その間、時代の變遷に應じて、その権限には多少の變化が見られましたが、その基本的な性格には變りがなく、昭和二十三年に至りました。しかるに、昭和二十三年、日本学術会議法が制定されるに及び、日本学士院はもっぱら学術上功績顕著な科学者を優遇するための機関として、その性格を明らかにし、日本学術会議のうちに置かれることになりました。

そして、従前日本学士院が有していた諮問機関としての機能は、日本学術会議に引き継がれ、またその会員は、日本学術会議において選定されることになったのであります。

も、昨年十月の總會で、日本学士院を分離独立させることを適當とする旨議決し、これを政府に要望いたしましたので、政府において慎重に考究いたしました結果これを適當と認め、今回この法案を提出するに至つたものであります。

この法案の内容のおもなものを申しあげれば、次のとおりであります。

第一は、日本学士院の所轄を昭和二十三年以前のように文部省としたことであり、第二は、日本学士院会員を日本学士院みずから選定することとしたことであり、その他のことにつきては、おおむね現状どおりであります。

すなわち、日本学士院は、学術上功績顕著な科学者を優遇するための機関とし、これにふさわしい事業を行い、学術の發達に寄与することを、その目的とするものであります。

したがってその事業として、日本学士院は、学術上特につぐれた研究業績に対して恩賜賞・日本学士院賞を授賞すること、会員が提出したは紹介した学術上のすぐれた論文を發表するため、邦文および欧文の日本学士院紀要を編集發行すること、また、国際学

士院連合に加入することができること、外国人に対して日本学士院客員の称号を与えることができることなどを法文上に明記いたしました。

以上がこの法案の提案理由および内容の概要であります。

なにとぞしゅうぶん御審議の上、御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(飯島連次郎君) 本件に関する質疑は後日に譲ります。

○委員長(飯島連次郎君) 次に、昨年未実地調査を行いました愛知県学区制の問題に關し、今回これが解決をみましたので概要の御報告をいたしておきます。

前国会以来取り上げて参りました愛知県高等学校学区制問題について、その後の経過を御報告いたします。

昨年未実地調査におきまして、この問題は生徒、父兄、教師等の不安、動揺、焦燥を考へれば、早急に解決すべき性質のものであるから、県、市双方とも最善の努力をしてもらいたい旨を要望して参つた次第であります。

結果は、今年に入つてから昨年よりは進歩が見せぬが、今年もなかなかな進歩がない様子でありましたので、一月十二日には調査室をして、県、市各東京出張所長に事態を確かめさせましたところ、さつそく県、市両教育委員会から中間報告が参りました。

なかなかな解決しかねていることが判明いたしました。そこで文教委員長名をもつて、両教育委員会に対し、電報で、解決の促進を強く要請いたしましたところ、ただちに両教育委員会より、努力する旨の返電がございました。

その後も両教育委員会の教育長などからしばしば経過報告を受け、そのたびに解決を督促して参つたのであります。

この間両者の交渉は漸繁に行われ、紆余曲折を経ましたが、ようやく二月六日に至り、昭和三十一年度入学者選抜に限り定員の六割までは志願者の全員より選抜と、残りの四割は旧学区内の志願者から選抜することとして、県、市両教育委員会の間に

きまして円満に妥結した旨、電報その他で報告がございました。

これは県教育委員会が当初決定公布した、昭和三十一年に限り新学区八割、旧学区二割という入学調整率を市の要望の線に従つて新学区六割、旧学区四割に変更せんとする取りきめでありまして、本委員会調査団が昨年指摘した問題点でございます。

いまだ詳細な報告はございませんが、以上要点だけ御報告をいたします。

○國務大臣(清瀬一郎君) 本文部委員が委員長並びに派遣の諸君の御努力によつて、この難問題が円満に解決をいたしましたことは、政府としても感謝に堪へません。謝意を表します。

○秋山長造君 この学区の問題で皆さんが御努力なさつて、今のような好結果になつたことは私も感謝に堪へないのですが、ただこれはことしだけのことなんです。それとするとまた来年の今頃になると、同じような紛争を繰返すことになるおそれが多分にあるのじゃないか。最近新聞等でもひんばんにとり上げられております。

この三月、四月の学年変りを前にして、全国的にこの学区制の問題がまたむし返されておる。これはもうほとんど例外ない。こういうことを毎年繰り返して、しかもこれがますます激しくなつてくるような情勢をこのままにしておくことは、国全体の教育というところから考へてもはなはだおもしろくないと思つておる。どうしてもこれは文部省として何か一つの確固たる方針を持つた必要があると思つておる。もちろんその方針によつてそれを押しつけるということはできないにしても、やはり文部省は文部省自体としての一つの方

針というものは持たれてしかるべきだ。で、これは文部大臣としてどうお考えをお持ちになつておるか、ちよつとこれに關連してお伺いしておきたい。

○國務大臣(清瀬一郎君) これは今の教育行政の組織にもよることでございますので、別に設けられます審議会等の御意見も承り、またわれわれの行政的に行うべき行い方にもよります。よりなることが永続しないようにしたいと決心いたしております。

○秋山長造君 実は昨日の朝日新聞へこの学区の問題が相当大きくとり上げられていろいろの例がある。その中には文部省の初局の杉江中等教育課長の談話が載つておる。その談話によりまして、やはり文部省としても、この学区の大きい小さいは議論があるとしても、要するに学区制というものはやはり堅持していくべきものだ、それが教育の機会均等ということを守つていくゆゑであるという趣旨の談話が載つておる。しかしどうもこの載つておつた談話程度では、どうも実際に現実に火がついてあつたところでもめておるこの学区制問題というものを何とか解決をつけるというきき目があるかどうか、はなはだ疑問なんです。われわれから考へれば非常に徹底的な感じを受けるわけでございます。いずれにしても、これは教育行政の根本問題に觸れる問題ですから、最終的には文部大臣が今構想されておられるような教育制度審議会というよりなものであるいはおやりになるのが適當かとも思いますけれども、しかしこれは、もうすでに今までに文部省として当然

五千万円を要求いたしております。前年度に比しまして三十二億五千万、この中身は負担金と教材費でございますが、給与費の負担金の方は明年度概略五十一万児童増が見込まれておりますので、これに伴います教員増大体系小学校で六千、中学で一千五百、合せて七千五百の人員増を見込んでおります。その他昇給財源は国家公務員の例にならぬように昇給率四割、それから昨年制定されました産前産後の休暇に伴う補助教員の給与費等を見込んで給与費で七百五十六億三千四百萬、教材費は児童の自然増に伴います増加を見込んでおります。

第二番目の義務教育関係の教科書無償給与でございますが、これは別途法律案を具して御審議を願うことになっておりますが、いわゆる準要保護児童に對しまして教科書の無償給与を行なう、このために必要な経費一億三千万を新たに計上いたしたわけでございませう。御存じの通り従来新たに入学する児童に對しまして、一年生だけ国語と算数の教科書を配付してございましたけれども、二年ほど中止の状態になっておりましたが、それにかえて新しい立法措置で準要保護児童に給与をいたしたい、こう考えております。明年度は取りあえず小学校の児童だけを對象にいたしまして、大体対象人員は二十一万ほどでございます。

第三番目に特殊教育の振興でございますが、いろいろございませうが、備考欄にございませうように、盲ろう児童の就学奨励費、これは法律もございませう、義務制の分につきましては就学奨励の補助金を出してはいたしましたが、一応中学三年までの義務制が完成いたしましたので、明年度は高等部にこれを及ぼしたい、こう考えて予算を要求いたしております。特に盲学校における点字教科書の問題が印刷あるいは入手の面でいろいろ問題がございましたので、明年度高等部の生徒に對しまして教科書の購入費を補助するという金額を約二百万ほど就学奨励費に加えて要求いたしております。備考欄の(5)にございませうように、点字印刷機をさらに一台購入いたしまして点字教科書の印刷を促進したい、こう考えております。

その次のへき地教育の振興の経費でございますが、明年度は主として教育内容の面に力を注ぎたい、こう考えて、備考といたしましては備考欄の(3)にございませう。単級複式学校の教育課程作成というこの経費を新たに計上したい。

それから四番目にございませう。へき地勤務の小学校教員の臨時養成、これは従来からございませうけれども、金額が不十分でございませう。その増額をはかりまして十三カ所の臨時養成機関を設置していく、こういう点に主として力を注いだわけでございませう。

その他の点につきましては大体前年度と同様の金額でございます。その次に学校給食の助成の項でございますが、最初に教科書におけるいわゆる準要保護児童対策と同じように、給食につきましても同様の措置をとりたい、こう考えて五千万を要求いたしております。それから学校給食の施設設備の關係では前年度五千万に對しまして本年度一億五千万を要求しておりますが、念願

の中学校にまで学校給食を及ぼすという考えてこれも別途改正案を出して御審議を願う予定でございます。その次に教科書制度の改正でございますが、これは昨年来教科書の検定、発行された点についていろいろな議論もございませう、ただいま教科書の制度につきましても全面的な改正案を検討中でございますが、それに伴う新しい予算措置でございます。内容といたしましては、教科書の検定関係では新しく検定の審議会を設ける、それから発行の審議会を設けるといふこと、検定事務の強化といふことで金額を計上いたしました。特に従来非常勤の調査員でやつておりました検定を改善するためにその一部を常勤の調査員に置きかえることにいたしまして、別途人件費として調査員四十五人分の人件費を計上いたしております。

それから採扱面にございませう。従来の短期間の展示会制度を改めまして、いわゆる常時教科書の研究と展覽に供する意味の常設展示会場、あるいは教科書のセンターというよりな構想を考へまして、それに要します最初の設備の補助三千万を計上いたしております。予算的には大体六百万を予定して三千万を計上いたしておるわけでございませう。

その次に教育内容の改善充実の項でございますが、最初に文部省におきまする地方教育に對する指導機能を充実するといふ前提で、現在二名おります視学官を六名に増員いたしましてその人件費を別途に計上いたしますとともに指導に伴う経費を計上いたしております。

それから教育内容の刷新改善は従来に続きまして指導要領の改訂、これに伴う手引書等の予算を計上いたしておりますが、事項欄にありませう指導行政学校管理担当者連絡協議会、それから学習指導要領等超旨徹底、教員の資質向上、この三つの事項につきましては地方に對する国の教育内容の指導あるいは趣旨の徹底、教員の講習会といふようなものを充実していくという意味で、それぞれ金額は少額でございますけれども増額して要求いたしておるわけでありませう。

次のページに入りまして産業教育、それから理科教育、学校図書館、これの補助金でございますが、それぞれ法律の保護費がございませう、高等学校に對する教育の振興を援助してきておるわけでございませうが、これらの経費は補助金でございますので、地方財政との関連が深い経費でございませう。特に三十三年度の後半から三十一年度にかへましての予算を通じて地方財政の再建という大きな課題がございませう。補助金をある程度自肅するといふ基本線がございませうために、全体として前年度に比して金額が落ちたわけでございませう。しかしこの落ちた中でできるだけ従来の実績から重点的なものは確保していくという考え方をとつて参りましたが、この中で変りました点は、理科教育振興では明年度三億六千万の予算の中で、新たに私立学校を對象にいたしまして一千万を私学に對する考へております。学校図書館の方におきましては従来図書の一冊当りの単価が低くて、実際に副わないという御批判が多かつたので、単価をそれぞれ改訂いたしましたして、実績に近付けたわけでございます。

その次の文教施設整備でございますが、最初の国立文教施設の整備、これは前年度に對しまして約一億三千万増を要求いたしておりますが、中身におきましては昨年から立てております緊急の整備計画に基づきます第二年度いたしましたして病院施設の緊急を要するものの整備及び戦災復旧の整備といふようなものに重点をおきまして、計画に従つて予算を計上いたしております。それから公立文教施設の方は前年度に比してこれは一億ほど金額が減じておりますが、これも先ほど申しました地方財政に對する再建と、この面での補助金の、政府全体の補助金に對する政策から出たために金額が一億ばかり落ちて参りましたけれども、内容的には従来からいろいろ問題のありました補助単位の是正を第一に取り上げております。それから第二番目に木造、鉄筋あるいは鉄骨の構造比率を引き上げまして、公立文教施設の質的充実をはかり、こういふ考え方を内容にいたしております。備考で若干補足いたしますと中学校屋内運動場の補助金でございますが、これは従来積雪寒冷溼潤地帯を對象にいたしておりましたのを、明年度から必ずしもこの地帯に限らず一般に及ぼしていきたいという考え方をもちております。老朽危険校舎の改築におきましても前年度より一億五千万減でありませうが、高等学校分につきましては若干ながら金額を伸ばしてしております。

それから新たにこの表で申しますと、一番下に公立小中学校の統合特別助成補助金、これを新しく起したわけ

それから新たにこの表で申しますと、一番下に公立小中学校の統合特別助成補助金、これを新しく起したわけ

それから新たにこの表で申しますと、一番下に公立小中学校の統合特別助成補助金、これを新しく起したわけ

でございます。金額は三億でございますが、町村合併の振興に参るに依りまして学校統合という問題が起つてきております。これは町村合併の実を上げるという点で非常に必要なこととでございます。と同時に、小規模学校を適当な所に統合いたしますことは、教育水準の向上にも、あるいは経費からみた学校経営の合理化のためにも役立つと、こう考えまして、新しく学校統合特別助成補助金を三億計上いたしましたわけでございます。

その次のページに入りまして、学術の振興という項であります。前年度十四億に對しまして二十四億五千万、約十倍の増でございますが、中身で主な点を申し上げます。最初に国際地球観測年事業、この経費が八億八千七百万円増になっております。備考にもございまして、新たに南極地域の観測経費をこれに含めておりますが、明年度の計画をいたしまして、南極地域の観測に七億五千万、それからその他の国際地球観測年事業といたしまして二億二千五百万円、合せて九億七千五百万円を計上いたしておるわけでございます。なお、補足いたしますが、南極地域の観測につきましては、砕氷船の建造費を必要といたしまして、すでに三十年前からその改装の事業を進めておりますので、それに伴う経費を三十年度の補正予算として別途五千三百万円計上いたしております。科学研究費の事項は、前年度と同じ方法で組んでおります。四番目に新たに私立大学理科特別助成補助金というのを五千万円計上いたしておりますが、これは文部省の中央教育審議会におきまして、私学振興の方策として特

に理科系大学の助成という御意見もございまして、経費のかかる理科系の私立大学について特別助成をいたそうと、こう考えて五千万円計上いたしました。主として初年度は設備関係を中心に助成をはかりたいと、こう考えております。

七番目の国際文化の交流の事業といたしまして、備考欄にございまして四番目の外国人留学生宿舎建設費補助、これを明年度新しい事項として要求しておりますが、御存じの通り、現在日本の国費によって外国人の学生を招聘しておりますが、この学生たちのために宿舎を建設しようという考えで、新たに二千八百万を要求いたしておるわけでございます。その他は従来の事業の継続でございます。

六番目の勤労青少年教育の振興の面では、定時制高校及通信教育の整備、それから青年学級の振興であります。これも先ほど来申し上げましたように、補助金の関係でございます。減額をやむなくされておるわけでございますが、中身においてはそれぞれ法律に基いて従来通り施行いたして参る考えでございます。

その次の育英事業等の拡充でございますが、そのうちの育英会の経費でございますが、明年度四十二億を要求いたして、金額的には前年度と大した伸びを示していません。しかし、育英会自身におきまして、返還金の額が次第に増加して参りまして、これを学生に対する貸与金に使えることになっておりますので、その償還額が明年度三億四千万円ほどでございます。国の貸付金は四十億でございますが、貸付は大体四十四億ぐらいできる

見当でございます。中身において、大学生において従来三千円口と二千円口がございましたのを、三千円口を拡大すること、それから高等学校の貸与金が一律に七百円でございます。これを、継続分について千円口を新たに設けるというところで単価の増を因つていく考え方であります。学徒援護会は、新たに第二相談所を設置して学生アルバイトの斡旋をいたそう。それから学生寮の建設は、前年度と同じように一千人分を目途にいたしまして三千万円を要求いたしております。

私学振興は、特に顕著なものは変更はございません。社会教育でございますが、社会教育の一般の社会教育助成、この費目では、備考欄にございまして、(5)、(6)、明年メルボルンで第十六回のオリンピック大会が行われますので、その選手派遣費を二千万円計上いたしております。それから続いて東京でアジア・オリンピック大会の開催が予定されておりますので、それに必要な体育施設を整えるための準備費、設計費等を含めまして千五百万円、これが新しい事項でございます。社会教育特別助成金でございますが、これは前年度七千万円に對しまして同額でございます。前年度ございましたいろいろな事業の中から重要なものを続けていくという考え方で計上いたしております。

この助成金の中で次のページでございまして、重点をおきましたのが婦人教育の振興、通信教育の振興という項目でございます。婦人教育の振興につきましては、新たに四百四十九万八千円を計上いたしました。各府県における婦人学

級の振興を因つて、それから通信教育の振興、これは現在勤労青年約文部省認定分で十三万人ほどの受講生がございまして、その通信教育の普及事業に二百五十万円を増して計上いたしております。それから現在学士院と並んで芸術院というのがありますが、芸術院は自分自身の会館を持つておりませんので、新しく芸術院の会館を購入するために二千万円を計上いたしました。

ユネスコそれから文化財保護事業、これら等については、だいたい従来の線を継続いたしておりますが、特に文化財保護事業におきましては、備考欄にございまして、三番の国立劇場を製作するという案がございまして、明年度はその設立準備費、これも設計費等が中心でございますが、これを新たに計上いたしましたこと、日本の古美術展覧会を海外で開催すること、それから奈良の飛鳥朝の遺跡を調査する、これらの事項が新たなものとして計上されております。

その他のものを一括いたしまして最後に計上いたしておりますが、三角が合計で三億六千九百万円計上しておりますが、これは三十一年度においては三十年代災害が前年度において減つておりますので、災害減のために三角がついております。

特に文部本省の人員費でございますが、備考にございまして、教科書関係の調査官四十五名、それから指導機構充実のための視学官六名、計五十一名の人員増を含んでおります。最後のページに国立学校の、総括費用が載っておりますが、国立学校の総経費前年度三百八億に對しまして三百

三十三億八千万、約二十五億の増になっておりますが、この内訳はお手元に別の資料がございまして、思いますが、そちらの裏の三枚目にございまして、ごらんいただきたいと思っております。国立学校の経費といたしましては、基準経費では教官研究費、講座研究費でございますが、講座研究費約一〇%、それから学生研究費約二五%の増を考へまして、基準経費の増を見込んだわけでございます。

新規の経費といたしましては、それぞれ従来の不完全講座の充実等をはかつておりますが、学科におきましては名古屋大学と九州大学に航空工学科を新設いたす考えでございます。病院は診療室その他の増がございまして、前年度と比べて六億ほど伸びておりますが、研究所、いろいろございまして、ここで新たに京都大学にウィルスの研究部門を設置いたしまして、これは先ほど提案理由がございまして法律改正を要する問題でございますが、そのほか研究部門の増設といたしましてここに書いてございまして、おもなるものは東大の田無の原子核研究所を新たに六部門増加いたしまして、従来の四部門と合せて十部門に明年度からなります。それから上から四番目の化学研究所、工学研究所の二部門の増は、これは京都大学の化学研究所及び工学研究所の二部門をそれぞれ原子力基礎研究に振りかえて、ここで原子力基礎研究を始めたという構想でございます。前に戻りますが、大学としては大学の新規経費の四番目に原子力基礎研究施設の新設、東京工業大学において原子力の基礎研究をいたしまして、京都大学でこの化学研究所、工学研究

年末に來年度一年間の大体の需用量の申請をとるわけでございます。そうして一応文部省としては大体の給食の実施延べ人員、それから一回の使用量、それから給食の実施日数というふうなものをにらみ合わせまして大体の量が適当であるかどうかということを一応審査しているわけでございます。ただ審査に当りましては、特別に大きな変動のないような場合には、多少の上下はありまして一応それをのむ、と申しますのは、給食はだんだん最近普及してきておりますので、漸次その粉ミルクの使用量も増加してくるという状況にございまして、特別に大きな開きがなければ一応その府県からの申請量というものはのむというふうな態度で従来やっておったのでございまして、今回の長崎の事件につきましては、長崎から三十年度の第二四半期の申請量が急増いたしましたので、その点について係の者が不審を持ちまして長崎県のほうに問い合わせをいたしました。そうしてその問い合わせの返事では、最近長崎県内の島の部分で急激にこの給食の普及と申しますか、人員が伸びてきたので、やはりぜひこれだけは必要であるというふうな回答でありましたのと、それからその後担当の課長が出て参りましたときに、文部省内でその説明を聞きましては、やはり同様な説明でありましたので、一応それを信頼したということでございます。しかしいすれにいたしましても、そういう水増しの申請が看過できなかったということは、確かに審査が完璧ではなかったという証拠になると思っておりますので、今後はこういう申請の審査につきましても、文部省としては一そう自戒し

て、嚴重にやりたい、こういうふうな考えております。
○湯山勇君 長崎県で給食会館を作るというふうな計画があるというふうなことは、局長はお聞きになっておりませんか。
○政府委員(小林行雄君) 文部省としては全然何っておりません。そういう県の方でそういう給食会館をお作りになるというところは全然何っておりません。
○湯山勇君 今日もおそろいということ御存じありませんか。
○政府委員(小林行雄君) 先般事件が起りましたあとで、吉岡課長が東京に見えられたときに、私のところに見えましたが、そのときにはそういうことを言っておられましたが、それまでは全然私どもとしては何っておりません。
○湯山勇君 大臣にお尋ねしたいと思っておりますが、ただいまお聞きのように、局長の御答弁を聞いておりますと、結局文部省がだまされたのだという言えは文部省がだまされたのだというふうな御答弁になるわけだと思っております、結論的に申せば、そこで私はなるほどだまされたことには違いないにしても、これだけ大きな事件を起しておいて、単にだまされたということだけでは私はこれは済まされない問題ではないかと思つております。これはもつとときつい言葉で言えは文部省の怠慢、あるいは不見識、そういうことになるのではないかと思つております。もつとつがった観測をすれば、危険校舎にしてもあるいは定員増にしても、こういう直接金の出るところについては非常にきつい査定をして、すいぶん地方の要望を押し、押えてきている。ところが一方

余剩農産物その他で贈与があったり、他からの恩典のあるものについてはきつめてルーズで、むしろ今回の事件の起つた元を突つ込んでいけば、それは文部省だけの問題じゃなくて、政府全般の問題ですけれども、地方財政に対する圧迫をじゃんじゃん一方では加えてある、一方ではこういう直接政府の金をあまり払っていないものについては贈与の面なんかについてはそれと逆につきわめてルーズである。こういういびつなやり方が結局ここに至らしめたのであって、私も大臣と同じようにいろいろ事態が今後起らないことを願つておりますし、他の県からは絶対出てもらいたくないのですけれども、しかしこれは単に希望だけであつて、すでにもみ消し運動なんかも起つていて、いろいろ事実もあります。そういういたしますと、まだまだ他にもあるということになれば、これは私は文部省としての責任も、ただ済まなかつた、遺憾であるだけじゃなくて、非常に大きいものがあると思つておりますが、大臣はこれらの点をどういふふうにお考えになつていらっしゃるんですか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(清瀬一郎君) 過去に起りました事柄についてはその嚴重により関係人の反省を促す手段はあろうと思つておりますが、今回の経緯にかんがみまして、このあやまちを再びいたさないように国の制度、制度といへば法規というふうなことにありますが、を改革してあやまちを再びせぬように、すなわち災いを転じて福となすというふうなことにいたしました、かように考えております。

○湯山勇君 そこで大臣にお尋ねいたしたいのは、大臣は衆議院でお述べになつたように罰則を設ける、そういう方法でもつて今のようなお考えで今後こういうことが起らないようにしようというふうにお考えになつておられるのであつたらうか、もつと別なこともお考えになつておられるか、これをお尋ねいたしたいと思います。
○國務大臣(清瀬一郎君) 私は他の機会でも言つたように、行政の運行が罰則だけでいけるとは思つておられないのです。法律家というものはかえつて法律ばかりによることはいやなんです。しかしながらこの事件が起つて学校給食法というのを見ますと、一たん配給を受けたものを外へは使うという規則まではあるのです。だが使つたらどうなるか、これはないので、あの通り、私はこの事件で刺戟を受けました結果、これはいかんと考えたことは事実です。それからあれには小麦及び小麦粉が書いてあるのです。ミルクその他のものについてはほかに使うなという規則さえもないのです。ですからこの点についても今回の事件をよく掘り下げて考えてみまして、何か適当な法制上のこともあろうか。もう一つは監督ですが、監督と申ししても湯山君御承知の通り今の文部省は何ら手がございせん。これなどは監督するのはどうしたらいいだろう。東京に座つておつて親戚に電話をかけるくらいのことじゃ、これはいけることじゃございせんから、何か工夫をい

たしたいけれども、今回の事件は天から教えてくれた教訓でございます。これがすつかりわかりましたら、どこに欠点があるかを掘り下げて、私自身も考え、局においても考えてもらいたいと思つております。

○湯山勇君 最後に要望を兼ねて大臣にお尋ねしたいと思つておりますが、監督のことを今おつしやいました。監督は昨年の給食会の法律のときに立入検査ができるように改正になつておりますから、これは私はいんじやないかと思つております。で、大臣のおつしやつたような法制上の問題も確かにあると思つておりますが、しかしだこのういふふうにお尋ねを設けるのだというふうなことをおつしやいますと、もみ消し等のさらに悪質化したものを、悪質化させるような懸念もありませんから、簡単に大臣が罰則を設けるというふうな言葉はおつしやらないようにしていただきたいと思つております。これは私の主観的なお願いかもしれませんが、せんけれども、あるいは新聞が真偽を誤り伝えたのかもしれないけれども、そういう方法でなくして、やはり大臣とされましては、このことによつて罰則を強化するとか、その他のことによつてせつかくここまでおつておる給食がこれで頓挫するといふようなことがあれば、かえつて角をためて牛を殺すような結果になると思つております。あくまでも給食をさらに発展させるといふ立場に立つていろいろな対策、それから大臣の御見解の発表を今後ともお願い申し上げたいし、文部省自体、先ほどの、単にだまされたというので済まさないで、文部省自体これは十分一つ御反省願つて、こういうことのない

いよりに、給食の面だけでなく全般的に政策の中において給食を十分御認識になった対策をお立て願いたい、こゝろお願いを申し上げるわけでござい

○国務大臣(清瀬一郎君) 今湯山さんの条理を尽した御意見には敬意を表します。そのようにいたしたいと思

○安部キミ子君 大臣にお尋ねいたしますが、新聞によりますと、こゝろいふうな事態が起つたのも結論的に言つて文教予算が少いからというふうに報じておられます。と申しますのは、その費用を個人のために使つたかというふうに考えますと、そうではなくて、これは公金である、教育委員会の予算が少いから、その教育委員会のために事務費だとか、あるいは滞在費だとか、旅費だとかいふふうに使つた、こゝろいふうに当事者は言つておられるのでござい

○国務大臣(清瀬一郎君) こゝろいふ不祥事件が起つたのは、おそらく私か、私の前任者かの責任であろうと存じます。が、文教予算が少かつたからというのには、私は少し飛躍があるかと思ふので、今新聞に載つておられるのは速捕された人が弁明に言つておられることですね。自分が遊興に使つたのでも飲食に使つたのでもない、給食会館を作るためだ、本当に給食会館を作るので、文部省の費用で作るべきものじゃないので、地方自治体の費用で作るべきもの

○安部キミ子君 大臣にお尋ねいたしますが、新聞によりますと、こゝろいふうな事態が起つたのも結論的に言つて文教予算が少いからというふうに報じておられます。と申しますのは、その費用を個人のために使つたかというふうに考えますと、そうではなくて、これは公金である、教育委員会の予算が少いから、その教育委員会のために事務費だとか、あるいは滞在費だとか、旅費だとかいふふうに使つた、こゝろいふうに当事者は言つておられるのでござい

○国務大臣(清瀬一郎君) こゝろいふ不祥事件が起つたのは、おそらく私か、私の前任者かの責任であろうと存じます。が、文教予算が少かつたからというのには、私は少し飛躍があるかと思ふので、今新聞に載つておられるのは速捕された人が弁明に言つておられることですね。自分が遊興に使つたのでも飲食に使つたのでもない、給食会館を作るためだ、本当に給食会館を作るので、文部省の費用で作るべきものじゃないので、地方自治体の費用で作るべきもの

○安部キミ子君 大臣にお尋ねいたしますが、新聞によりますと、こゝろいふうな事態が起つたのも結論的に言つて文教予算が少いからというふうに報じておられます。と申しますのは、その費用を個人のために使つたかというふうに考えますと、そうではなくて、これは公金である、教育委員会の予算が少いから、その教育委員会のために事務費だとか、あるいは滞在費だとか、旅費だとかいふふうに使つた、こゝろいふうに当事者は言つておられるのでござい

○国務大臣(清瀬一郎君) こゝろいふ不祥事件が起つたのは、おそらく私か、私の前任者かの責任であろうと存じます。が、文教予算が少かつたからというのには、私は少し飛躍があるかと思ふので、今新聞に載つておられるのは速捕された人が弁明に言つておられることですね。自分が遊興に使つたのでも飲食に使つたのでもない、給食会館を作るためだ、本当に給食会館を作るので、文部省の費用で作るべきものじゃないので、地方自治体の費用で作るべきもの

○安部キミ子君 大臣にお尋ねいたしますが、新聞によりますと、こゝろいふうな事態が起つたのも結論的に言つて文教予算が少いからというふうに報じておられます。と申しますのは、その費用を個人のために使つたかというふうに考えますと、そうではなくて、これは公金である、教育委員会の予算が少いから、その教育委員会のために事務費だとか、あるいは滞在費だとか、旅費だとかいふふうに使つた、こゝろいふうに当事者は言つておられるのでござい

○国務大臣(清瀬一郎君) こゝろいふ不祥事件が起つたのは、おそらく私か、私の前任者かの責任であろうと存じます。が、文教予算が少かつたからというのには、私は少し飛躍があるかと思ふので、今新聞に載つておられるのは速捕された人が弁明に言つておられることですね。自分が遊興に使つたのでも飲食に使つたのでもない、給食会館を作るためだ、本当に給食会館を作るので、文部省の費用で作るべきものじゃないので、地方自治体の費用で作るべきもの

のだと思つておられます、義務教育の学校に對する施設ですから。むしろ文教予算は多い方がいいと思つておられます。しかし先刻も政府委員から説明いたしました通り、わが国予算の二三%、世間でやがましく言われる防衛庁の予算よりもずつと大きいのであります。日本は將來もつと盛んな国にいたしたいのでありますから、文教予算は一そり取りたいのであります。けれども、予算の取り方が少かつたからこの事件が起つたというのには、一つ私は飛躍があると思つておられます。いかがでしょうか。

○安部キミ子君 局長さんにお尋ねいたしますが、事務費だとか滞在費が少くてそれに使つたといふふうなことが言われておられますが、あれはほんとうですか。

○政府委員(小林行雄君) 私が原の課長から聞いたところでは、一応県の給食会館を立てるために、いろいろに聞かされておられますが、しかしいろいろに警視庁等から入つて来ます。ニースによりますと、まあ、事務費あるいは旅費、指導費といふふうなものにも一部使つたらしいといふことが言われておられます。

○安部キミ子君 ただいまのお話がありますように、大臣の金はさういふふうな教育関係の費用に使われているのです。さういふことになれば、私はやはり教育の予算が少いといふことになつておられるのじゃないか、はつきりして思つておられますが、どうですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 安部さんのおっしゃることに、私に私討論を加えるのじゃございませぬけれども、何を申しましてまた捜査中をございませぬから、私も刑事の問題については多

○安部キミ子君 それがありませぬが、被告人、被疑者といふものは、何とか自分の立場をジャスティファイするために一応の弁明はするものであります。この事件がもう少しよくわかりましたから反省研究したいと存じます。

○安部キミ子君 さういふと、今の御答弁は一応了承して、もし今後この犯人の人たちの口から事務費に使つたかあるいは旅費に使つたかといふふうなことがはつきりいたしましたときには、大臣は今述べられましたたこの発言をどういふふうに責任をとられたらいいですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今申したことはどれも私は責任をもちません。

○安部キミ子君 それから、もう一つ局長にお尋ねするのですが、幾らの金額が何と何の会社に横流しになつたか、はつきりした御答弁をいただきたい。

○政府委員(小林行雄君) 私の知つておられる範囲内におきましては、大体約五万ポンド、これは二百五十ポンド入のドラム、ファイバー・ドラムのもの、ございませぬが、これが二百本、五万ポンドのものが横流しされたといふふうに承つておられます。これも私もありませんので、はつきりいたしませんけれども、必ずしも正確でないかも

すから、私も刑事の問題については多

○安部キミ子君 それがありませぬが、被告人、被疑者といふものは、何とか自分の立場をジャスティファイするために一応の弁明はするものであります。この事件がもう少しよくわかりましたから反省研究したいと存じます。

○安部キミ子君 さういふと、今の御答弁は一応了承して、もし今後この犯人の人たちの口から事務費に使つたかあるいは旅費に使つたかといふふうなことがはつきりいたしましたときには、大臣は今述べられましたたこの発言をどういふふうに責任をとられたらいいですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今申したことはどれも私は責任をもちません。

○安部キミ子君 それから、もう一つ局長にお尋ねするのですが、幾らの金額が何と何の会社に横流しになつたか、はつきりした御答弁をいただきたい。

○政府委員(小林行雄君) 私の知つておられる範囲内におきましては、大体約五万ポンド、これは二百五十ポンド入のドラム、ファイバー・ドラムのもの、ございませぬが、これが二百本、五万ポンドのものが横流しされたといふふうに承つておられます。これも私もありませんので、はつきりいたしませんけれども、必ずしも正確でないかも

○安部キミ子君 それがありませぬが、被告人、被疑者といふものは、何とか自分の立場をジャスティファイするために一応の弁明はするものであります。この事件がもう少しよくわかりましたから反省研究したいと存じます。

○安部キミ子君 さういふと、今の御答弁は一応了承して、もし今後この犯人の人たちの口から事務費に使つたかあるいは旅費に使つたかといふふうなことがはつきりいたしましたときには、大臣は今述べられましたたこの発言をどういふふうに責任をとられたらいいですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今申したことはどれも私は責任をもちません。

○安部キミ子君 それから、もう一つ局長にお尋ねするのですが、幾らの金額が何と何の会社に横流しになつたか、はつきりした御答弁をいただきたい。

○安部キミ子君 それは金額にしていかほどになりますか。

○政府委員(小林行雄君) その辺のところまでまだはつきり正確に承つておりませぬ。

○安部キミ子君 新聞によりますと八千万円といふふうな、ある新聞には出ていたと記憶いたしますが、これくらい金額ですか。

○政府委員(小林行雄君) そんな大きな額にはおそろしくなると思つておられます。

○安部キミ子君 それで私大臣にお尋ねしたいのですが、こゝろいふふうな金の面でも不正が行われているといふことも重大な問題でありますけれども、これが教育庁で起つた事実、しかも児童生徒が飲まなければならぬミルクがこゝろいふふうな業者のために横流しになつて、しかも教育庁の役人の人たちがこゝろいふふうなことをした、あるいは教育委員会の人が参加しているかもしれません。が、そして教育関係にある人がこゝろいふふうな不正なことをするといふことは、これは道徳的見地から言つて重大な問題だと思つておられます。私どもが道徳教育とか、あるいは人格の養成とかいふことを言つても、また現場の先生たちが口すっぱく言われましても、教育庁の中で文部省のミルクが不正にこゝろいふふうな横流しされ

るといふふうなことは私は教育上ゆゆしい問題だと思つておられます。さういふ点で大臣はどうかいふふうな見解をもつておられますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) これは教育の上においても非常に悪影響を及ぼす事件だと存じます。県教育委員会のこと

は県立の学校、またその県下の町村立の学校の子供にはすぐに耳に入ること

でございませぬから、順法精神を説く学校に關係する者が、こゝろいふことを犯したといふことは、通常の刑事事件と違つて文教のために害に遺憾なことでございませぬ。こゝろいふことが再び起らないように十分に注意し、国の制度も、また行政の監督も、これを機会に一層厳密にいたしたいと、かように考

えておられるわけでございます。

○安部キミ子君 この問題が正確な調査が終つていないという当局の答弁でありますので、その正確な調査が終りましたら私はもつと突つ込んだ質問をしてみたいと思つておられます。ただ、ただいま大臣もおっしゃつておられますように、事が教育関係で起つた不祥事件でありますから、一そりに念を入れて、さうしてこの疑惑が国民に解けるよう

な正しい裁きをしてもらいたい。そして今後のこの問題に対する文部省の遺漏のない対策を立ててもらいたいと思つておられます。一応私の質問はこれで終ります。

○国務大臣(清瀬一郎君) 了承いたしました。

○湯山勇君 ちょっと今に關連して小林局長にお尋ねいたしますが、これはどこに売られたかといふことは全然わかりませぬか、新聞にはいろいろ発表になつておられますけれども。

○政府委員(小林行雄君) 先ほどお答え申しましたように青木正人、これは大原平一といふものと同一人でどつちが本名だかわかりませぬが、大原平一、または青木正人といふものに売却した、それは大体ブローカーのようでありまして、これから正式に買ひましたものが大体昭栄食品工業株式会社というふうなものでございませぬ。

○国務大臣(清瀬一郎君) 了承いたしました。

○湯山勇君 ちょっと今に關連して小林局長にお尋ねいたしますが、これはどこに売られたかといふことは全然わかりませぬか、新聞にはいろいろ発表になつておられますけれども。

○政府委員(小林行雄君) 先ほどお答え申しましたように青木正人、これは大原平一といふものと同一人でどつちが本名だかわかりませぬが、大原平一、または青木正人といふものに売却した、それは大体ブローカーのようでありまして、これから正式に買ひましたものが大体昭栄食品工業株式会社というふうなものでございませぬ。

○国務大臣(清瀬一郎君) 了承いたしました。

○湯山勇君 ちょっと今に關連して小林局長にお尋ねいたしますが、これはどこに売られたかといふことは全然わかりませぬか、新聞にはいろいろ発表になつておられますけれども。

○湯山勇君 昭栄を通じて、たとえは新聞の報ずるところによれば明治乳業株式会社は販売しておった、あるいは販売しようとしておったという様なことがありますが、そういう事実は御存じありませんか。

○政府委員(小林行雄君) 私どもとしては全然そういうところまで承わっておりません。

○湯山勇君 これはやはり若干怠慢で、そういうところへこういふふうにかつていふことがあれば、文部省もそういうところへ当つて、そういう事実はないかどか、これは別に逮捕されておるわけでも何でもないのですからお調べになるべきだと思つて、ただ各府県からの報告とか、取調べの結果を待つておるというのではなくて、別に文部省取り調べるのではなくて、調査ですから、そういう事実がなければ安心していいし、疑惑を持たれておる点で文部省で調査のできることは調べて、そして当委員会へも先ほどのような答弁ではなくて、もう少しこまではこうだと言えような答弁をすべきだと思つて、いかがですか。

○政府委員(小林行雄君) 文部省といつたしましても事は重大でございますので関係の監視なり、税関なり、あるいは地検等にもいろいろ連絡しておるのでございますが、いずれもまだ捜査の段階で内容をお話することができないというふうなことでございますので、私どもの今まで知り得た範囲内のごとを御説明申し上げたわけであります。

○湯山勇君 新聞に出てゐる明治乳業あたりへお当りになる御意思はありますか。

○政府委員(小林行雄君) 私どもも明治乳業という名前を承わつたのは実はきよ初めでございまして、私はまああつかうもしてませんが、初めて承わつたのでございまして、そういうところが新聞に出ておられますれば、そういったところとも連絡をとつてみたいと思つておられます。

○秋山長造君 問題は別になるのですけれども、私この際文部大臣にお伺いしてみたいと思つて、今自治庁で地方公務員法の改正を準備中の中、この地方公務員法の改正の中にはこの教員の停年制をも含んでおるといふことが伝えられておる、そしてわれわれの聞くところでは昨年の二十二特別国会当時同じ問題が出た際、文部当局は教員をこれに含めるといふことに対して非常に強い反対をとつてきた。その結果あれはできなかったわけですが、ところが今度は文部当局も、この教員に停年制を適用するということに対しては、ちょっと気が変わつて、相当好意的な態度だ、従つてこれはおそらくものなるのじゃないかといふことを聞くのですが、これが事実であるかどうかといふことをまずお聞きしたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 秋山さんは最も早く情報を得ておられるのですが、実はまだ閣議でも、先刻は話が出ていませんでした。明日は出るのだからと思つて、情報の早いには驚いた次第です。今度は地方の公務員は、全般に教員といふ名前は出ておらんのです。地方の公務員全体に停年制をしつわけでありまして、しかしながらその中に公務員の職務の性質によつて、今度のは

政府の法律でするのじゃないのです。地方公共団体の中で、県の方で停年制の条例を作つてもよろしいけれども、作る際には職種によつて特殊性は考へる、それがあつて、権利はとつても、まだ本人の実際の年齢が若いからといふのももたない人があります。たとへば三十年勤めても二十才ごろからで、また五十にならん。そういうふうな場合には、これもまた考へるというふうな、教職員に適用されような場合には、特殊な考へを払うという情報があるらしいのです。私もまだテキストを十分に調査しておらんのですが、明日ぐらひは出さうなんです。そういうことでは考慮しなればならんか。あるいは考慮しなればならんか。あるまいか。一方また今教育界の状況はあなたが一番よく御承知のうちに、何ですか、下の方の人が世間で言う、後進のために道を開くといふこと、これも一つの考へでございます。それから、それやこれや考へて、やはり一般の公務員がやるのであるから、そういう場合にはひとつおつき合ひをなさなるところでございます。あまりあけすけに言ひ過ぎて悪かつたかと思つてすけれども……。

○秋山長造君 これはまあざつとばらんにもう少しお尋ねしたいのですが、昨年文部省なり、大蔵省なりが、この停年制の問題を持ち出したのです、この御存じの通り。文部省なり、大蔵省なり自治庁の持ち出すのは、これはまあ一応理由はあるのですが、要するに財政面で困るから年をとつた人は養給が多いので、一人やめてもらえば若い人を

二人使えるではないか。こういうきわめて簡単な議論、しかしまた一方われわれ教育の重要性、あるいは特殊性というよるな立場に立つて考へると、こういう簡単な割り切り方はいわば俗論だと思つておられます。その点ではだれでもおそれる御賛成下さるだらうと思つて、だから昨年あの当時文部当局はこれに猛反対をされ、当時の松村文部大臣も先頭に立つて反対されて結局教員は除く、こういうことになつたと思つておられます。この考へ方に清瀬文部大臣は御賛成なさるか、それともそれは松村さんの一人考へであつて、おれは違ふ、こういふ考へであらうか。その点はどうですか。教育の特殊性といふことから考へても、やはり停年制はやるべきだと思つておられるか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 理論としてまた理想として前任者の考へておられることを私も同様でございます。去年の秋に私が職務を持つておつたら、松村君と同様な態度をいたしたと存じます。しかるに前国会、今度の国会の重点は、まあ地方の赤字解消といふことで、その圧力がだんだん重くなつてきたですね。ソ連の外交といつたよるな国家的な大きな問題があります。この国会の一番重点は地方の赤字解消だらうと思つておられます。その世論の圧力があるのと、あの体育大会の持ち回りの問題も、やはりこれに関連して、一べんどうかしてこの赤字といふことが、国会内の大きな空気でもあるといふ外部の変化と、それからして今度の案にはさつきも申しました通りです、ね、職員の特種性を顧みるということとを自治庁の担当者に特殊性といふのは何だ。僕が担当しておる学校教員は

特殊じゃないかといつたら、その通りで、それは特殊性だといふ答弁を先刻も受けておられます。

また退職金、一時年金との関連においてここで停年にはなつた。しかし退職金はまだもらへんのだといつたよるなことも考へる。いろいろと緩和の方策も考へられておるんでありますから、この際これに向つてあまりにも強硬な反対もできないじゃないかと私今考へておるんです。

○秋山長造君 その案の中に特殊性といふことがあるというお話なんですけれども、しかしその特殊性といふことによつて実質的に教員をこの停年制から排除するといふ方策は別にあるわけではないでしょうか。その点はいかがですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 完全な保証にはならぬと思つておられます。これは何ともしも各府県であります。しかし府県の条例を作るに際して今回の法規には特殊性を顧みると、学校の教職員といつたのはやはり老練なる長年やつてゐる人が続つてやる方がいゝという特殊性があるといふことは、精神的に条例を作りあるいは条例を審議する議員には大きな拘束の材料とはなろうと思つておられます。しかしあなたもおつしやる通り、非常な大きな担保を願つたといふふうには私が言つたならば、これは誇張で言ひ過ぎかと思つておられます。しかしともかくも国の法律である。こゝる以上は民主主義、法治国家でありますから、全く無効なものだとは考へておられません。

○秋山長造君 それからも一つお尋ねしたいのですが、大臣のこの考へ方

の基本というものは、やはり前の松村さんが猛反対をされたときの気持と全く同じ、こういうんですね。

○国務大臣(清瀬一郎君) そうです。秋山長造君 ですから、そうであるならば、やはり教員には停年制を適用しないことが、やはり教員を守るゆえんだということも間違いない、大臣のお話。にもかかわらず今では地方財政の赤字解消ということが中心になっておるんだから、これはその犠牲になるのもやむを得ないということなんです。その点がちよつと、もう少し文部大臣として停年制を適用することはよくないというお考えならば、もう少しはつきりした線を出して、自治庁長官なり大蔵大臣なりやはり折衝されるのが頼もしい文部大臣としての態度ではないかと思うのですが、その点どうですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 先刻申し上げた通りでございます。一方で教員の立場を守るといふこともむろん一つの原理、原則でなければならず、今日も限界というものがあつて、今日の国家全体の情勢と、それから今回の案自身を参酌して幾分の緩和方法を講じておるといふこととあわせ考えまして、これには同意しなければならぬかと、私は今日たゞいまでも思つておるのでございます。

○秋山長造君 大臣は非常に地方のやり方を甘くお考えになつておるのであります。さつきも安部さんからお話があったのですが、実際の地方の実情というものはそんなに甘いものではないので、これは特殊性というより抽象的なことで、しかもその特殊性を認める

認めぬは地方の自由だというよりなごであつたら、これは認めるはずはないのです。その中で教育予算といふものは地方でも目のかたきにされておることは御承知の通りなんです。だからもう少し停年制は悪いという信念を持つておられるならば、一つその線に沿つてもう少し積極的に、特に政調会長などやられてその面での大御所なのですから、特に一つ積極的に発言をされて、教育を守るといふことに熱意を示していただきたいと思つておる。

○国務大臣(清瀬一郎君) 御経験に基く貴重な御意見よく拝聴いたしておきまして、なおまだ今晩一晩あることですから十分考えます。

○湯山勇君 大臣も時間がおありにならないようです。先般日本教職員組合の教育研究大会に中国代表の招聘がございまして、これをいいたしたのが、政府側の方でこれを入れないといふようなことになつて招待された人たちが香港で立往生したというような事例がございまして、これは直接文部大臣の権限外のことといへば権限外のことでございますけれども、しかしやはり事、文教に関する以上は大臣も関係がございまして、思つておる、あつて事実に対してはどうか、御所見を持つていらつしやいますか。私も法務大臣は先般懇談会でお目にかかりましたときに、法務大臣は、私としては最善の努力をして実現するように努めたけれども、御承知のようなあつていふことになつたのは非常に残念であり、まことに申しわけない。しかしこれ全部終つた

わけではなく、今後とも何とか事態を好転させるように法務大臣としては努力する、こつこつとよりよい御発言があつたわけですが、文部大臣としてはどうお考えになつていらつしやるか、お尋ね申し上げたいと思つておる。

○国務大臣(清瀬一郎君) あの出入国のことは全く諸官庁の行政の問題でありまして、閣議事項でもございませぬ。しかしながら著名なあの問題を私は知らずではございませぬ。一たんこれは許可しないといふことを当局の牧野大臣より聞きまして、

その後それ余儀ないことだと、わが国とまだ国交が回復しておらぬ中華人民協和国のことであるからそれこそ、そのうちだと思つておりましたら、関係の組合が特に前文相の紹介で私のところにお見えになりまして、条件が悪いならば、すなわち方明などが滞在する日数が多ければこれを短縮する、また各地の講演等に回らないようにするのであつたらそれもする、だからあの人をこらせてくれと、違つたまた提案がきましたから、それならば違つた条件が出た以上はやはり違つて再考をしなければならぬといふので、その条件に私が賛成したのにはございませぬけれども、こつこつと別種の申し出がある以上は、これは考へべきものだ、伝えましよう。それで私は伝達の役をしまして、招聘した教職員組合の方でこつこつと新問題があるからこれを考へてくれという伝達は私にいたしました。牧野大臣は事務当局の意見も徴してさらに考へるといふことを、その日は二日でありましたが、もはや差し迫つたときで

ありましたが、返事がありまして、もしそういふことで私の伝達に役に立つたらまことによかつたと思つておりましたら、その翌日に至つてやはり従前の通りという伝達を得たのでございませぬ。私自身が牧野君の決裁がよかつたか悪かつたかの批判をここですることは慎みたいと思つておる。そつと始末でございませぬ。

○湯山勇君 経過についてはよくわかりましたのですが、ただ、問題は文化交流のような場合、たとえば向うから學術の視察団が入るとか、こちらから學術の視察団が向うの學術団体に加入するとか、あるいは向うからこちらに加入するとか、そういう場合は、一般的に教育文化の面においてはなるほど国交は回復してはいたけれども、こつこつと世界を深めるためにできるだけそつと政治面とか、そつとものを離れて交流するといふことは、私はやはり、たとい、国交が回復してはなくてもやるべきじゃないかと思つておるのですが、そつと原則的な問題については大臣は、今の入団の手續云々の問題は別として、原則的な考へについてはどうお考えになつておられますか、お伺いしたいと思つておる。

○国務大臣(清瀬一郎君) そつと問題は一々の具体的問題でないといふと役に立たぬことだと思つておるけれども、ただ抽象的に言へばおつしやれば文化の交流は私はいふことだと思つておるのです。前に郭沫若君が来られた前例もあることではあります、しかしながら幾分でも政治的な色彩が予見できるといふようなことであつたら、

それは慎まなければならぬかと、こつこつとふりかへておるもので、実に機微なこと、具体的にその問題について、今度来られる方明先生のお人柄、また中国における地位、また日教組の過去の過去、現在における行き方と、まあそつといろいろものを総合して、だれか責任者が判断すべきことだと思つておる、抽象的に文化交流如何とおつしやれば可なりと答へるほかはない、私は思つておるのであります。はなはだ失礼ですが、四十分私に對する質問が予算委員会でございますから、一つ政府次官からこの次のお答えをお願いしたいと思います。

○湯山勇君 大臣一分間でもよろしくお尋ねしたいのは、大臣は教員が謙遜運動に参加することは政治活動だといふような御発言があつたようですが、特例法に違反する可いまいかといふことは、政治活動即特例法違反ではないわけですから、これはどの条文に当てはまるかといふことを大臣御検討になつておられるならば、私もそれについては調べたいと思つておる、第何項に該当する、そつとこつと一つ大臣おわかりでしたら、それだけお答え願ひたいと思つておる。

○国務大臣(清瀬一郎君) このことはもう一ぺん委員会をお開き願つて十分に検討したい大切なことだと思つておる。ただ私の今までの研究しておる方針は、国家公務員法の百二条ですが、教員諸君は地方の公務員ですけれども、国家の職員と同じように扱つて、この規則があつて、公務員法の百二条

○湯山勇君 大臣も時間もありません。先般日本教職員組合の教育研究大会に中国代表の招聘がございまして、これをいいたしたのが、政府側の方でこれを入れないといふようなことになつて招待された人たちが香港で立往生したというような事例がございまして、これは直接文部大臣の権限外のことといへば権限外のことでございますけれども、しかしやはり事、文教に関する以上は大臣も関係がございまして、思つておる、あつて事実に対してはどうか、御所見を持つていらつしやいますか。私も法務大臣は先般懇談会でお目にかかりましたときに、法務大臣は、私としては最善の努力をして実現するように努めたけれども、御承知のようなあつていふことになつたのは非常に残念であり、まことに申しわけない。しかしこれ全部終つた

○湯山勇君 大臣も時間もありません。先般日本教職員組合の教育研究大会に中国代表の招聘がございまして、これをいいたしたのが、政府側の方でこれを入れないといふようなことになつて招待された人たちが香港で立往生したというような事例がございまして、これは直接文部大臣の権限外のことといへば権限外のことでございますけれども、しかしやはり事、文教に関する以上は大臣も関係がございまして、思つておる、あつて事実に対してはどうか、御所見を持つていらつしやいますか。私も法務大臣は先般懇談会でお目にかかりましたときに、法務大臣は、私としては最善の努力をして実現するように努めたけれども、御承知のようなあつていふことになつたのは非常に残念であり、まことに申しわけない。しかしこれ全部終つた

が適用になるのです。百二条の中には人事院規則で定められたこと、人事院規則、あれは十七の十四ですか、非常にたくさんいろいろなことが書いてあるのです。似たようなことがありますが、あの中、十二項ですか、多数人がおるところで演説またはラジオの放送、そういうことはいけないというので、政治運動というところで、俗語で何が政治運動かということも広い範囲ですが、過日の衆議院予算委員会の質問の前後の様子から見ても、憲法擁護のための演説会でも聞いていいか悪いかという意味に私はとつたのです。そうであるという、ここに抵触しやせぬかという考えで、あの当時人事院規則を手元を持っておりませんでしたから、そのときにあと家へ帰りまして、なお人事院規則を調べましたら、私の頭に浮んだと同じようなことでもございますから、きょうは時間が切迫しておりますから、この次の会議にでも、私の調べが足りぬかもしれせんし重要なことですから、参議院の文教委員会で取り上げられたい結果が出ると思ひます。

○理事(川口爲之助君) 本日の議事日程はこれにて終了いたしました。いかかいたしましたか。なお問題がございませうれば、御質疑を続行されてもけっこうですが。

○安部千三子君 私は大臣に質問があつたのです。それで今教研大会で中国代表の入国問題についても、実は大臣が熱意が足りないといふことがもつぱらの評判になつてゐるのです。このことについてかつて八・六大会で中国の代表、そのほかソヴィエト代表、共産圏の代表がみな入つてこられて、これが

政治的に云々というふうな問題とはかけ離れて、私は当然文部大臣は積極的と思つておりましたのに、むしろ甚周のうわさによりますと、文部大臣が率先してこれをじゃましたといふうわさがございまして、その辺私は特に聞きしてみたいと思つたのですが、きょうは大臣がおられませんか、この次の委員会にはぜひ大臣においでいただきたいと思つております。

○理事(川口爲之助君) では次回に御質問を願ひます。それではほかに御発言がなければ、本日はこれをもって散会いたします。午後三時四十分散会

一月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、夜間定時制高等学校生徒の給食に関する請願(第一九号)
一、児童生徒の増加に伴う不足教室補充財源措置の請願(第二二号)
一、高等学校教育課程改訂実施延期に関する請願(第五九号)
一、高等学校定時制教育、通信教育予算に関する請願(第八一号)
一、地方教育委員会存置に関する請願(第八三号)(第八九号)(第一〇四号)
一、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願(第九八号)
一、呉市に広島大学医学部存置の請願(第一〇七号)
一、高山祭及び屋台の調査に関する請願(第一〇八号)
一、地方教育委員会の権限縮小反対に関する請願(第一一四号)

一、学校保健法制定に関する請願(第二一〇号)
一、岩手県に国立水産大学設置の請願(第二一九号)
一、岩手県立宮古水産高等学校等の共同実習船建造費国庫補助に関する請願(第二三〇号)

第一九号 昭和三十年十二月二十日 受理
夜間定時制高等学校生徒の給食に関する請願
請願者 京都市中京区西ノ京伯 栗町四 中川源一郎
紹介議員 井上 清一君

夜間定時制高校生の大部分は、働きたがら学ぶため夕食の時間が遅れ、ために疲労の累積がはなはだしく、また食事時刻が不自然のため胃腸障害を起すものが多いのであるが、もし午後六時前後学校において給食を実施することができればこれを防止することができ、から、定時制高校生が比較的経済的にめぐまれない実情にかんがみ、今後現行学校給食法が改正され中学校生徒給食が実施される場合、夜間定時制高校生徒もその対象の中に加えるよう特別の措置を講ぜられたいとの請願。

第二二号 昭和三十年十二月二十日 受理
児童生徒の増加に伴う不足教室補充財源措置の請願
請願者 名古屋市熱田区五本松 町一丁目 増田長男
紹介議員 草葉 隆圓君

五大市においては学校施設の整備充実についてあらゆる努力をこめてきたにもかかわらず、従来の校舎不足と異常に増加した児童生徒の新規校舎の不

足によつて現在なお法令の定める基準坪数に比して二十二万坪の不足を上げ、建築費において七十七億七千余万円を要する実情であるが、現在政府の決定した方策では増加児童生徒の収容対策のみにおいても本年及び明年の不足額は三十二億余円にのぼり、その支出は地方財政上到底困難であるから、昭和三十一年度現在の不足坪数に対して適当な財源措置を早急に講ずるとともに、昭和三十一年度児童生徒の増加に対しては特別に政府資金によりすみやかに起債の処置を講ぜられたいとの請願。

第五九号 昭和三十年十二月二十日 受理
高等学校教育課程改訂実施延期に関する請願
請願者 東京都足立区西新井町 外二千二百四十五名
紹介議員 岡 三郎君

現行教育課程に改善の余地があることはいくらまでもないが、今回文部省から指示された改訂教育課程を昭和三十一年度から実施することについては、(一)教育委員会においていまだ明確な態度を表明していないこと、(二)文部省においても学習指導要領の最終的解答を出していないこと等の理由により現場における担当教員は指導上非常に困惑してゐるところであり、かつ改訂教育課程の内容についても、(一)全日制と定時制の履修単位の差から教育の不均衡が生ずること、(二)教員定数から無理が生ずること、(三)大学進学が従来より一層困難になること、(四)転学が非常に困難になること、(五)実質的に

選択制が無視されるようになること、(六)生徒の自主的なクラブ活動が無視されるようになること等幾多の改悪部分があるから、高等学校教育課程改訂の実施はこれを延期せられたいとの請願。

第八一号 昭和三十年十二月二十三日 受理
高等学校定時制教育、通信教育予算に関する請願
請願者 京都市中京区西ノ京伯 栗町四 中川源一郎
紹介議員 井上 清一君

政府は高等学校の定時制教育及び通信教育振興法に基いて二十九年度ならびに三十年度においてそれぞれ予算一億円を実現したが、この額は本教育の重要性とこれを受ける人数に比して余りにも僅少であり、本教育の育成、将来の発展に支障をきたすものと考えられるから、昭和三十一年度においては、(一)本教育設備補助六億七千二百九拾四万三千八百円、(二)本教育施設費補助一億六千三百五十二万四千円、(三)通信教育運営費補助三千四百三十三万五千円、(四)通信教育教科用図書編集費五百万円、(五)本教育教職員現職教育費五百万円等合計八億八千七百八十八万八千八百円の予算化について善処せられたいとの請願。

第八三号 昭和三十年十二月二十三日 受理
地方教育委員会存置に関する請願
請願者 埼玉県本庄市本町 阪 本敏外九百六十六名
紹介議員 関根 久藏君

地方教育委員会制度は、憲法、教育基本法に基き制定せられたものであつて

教育の民主化、地方分権、自主性確保を三大原則とし、民主的、文化的平和国家建設の根幹をなす重大な新制度であるから、是非とも本制度を存置育成され特に、本制度の骨子となつて委員の公選制、原案送付権及び支出命令権並びに人事権についてはこれを現在のまま存置せられたいとの請願。

第八九号 昭和三十年十二月二十六日受理

地方教育委員会存置に関する請願（九通）

請願者 大分県東国郡武蔵村大字池ノ内 徳丸伊太 郎外百二十一名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第八三号と同じである。

第一〇四号 昭和三十年十二月二十七日受理

地方教育委員会存置に関する請願（二通）

請願者 大分県竹田市大字竹田 大久保静平外六十八名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第八三号と同じである。

第九八号 昭和三十年十二月二十六日受理

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 京都市中京区西ノ京伯 栗町四 中川源一郎

紹介議員 井上 清一君

第十六国会において高等学校の定時制教育及び通信教育法が成立したことは

勤労青少年教育振興上まことに祝福に堪えないところであるが、この振興法は、期待した原案に較べ施設の補助、教育職員給料の補助等数箇所の重要事項が本文中から削除され附帯決議として議決されている関係上、定時制教育及び通信教育の発達にはなほだしい支障をきたしているから、すみやかにこれを改正し勤労青少年の教育振興に努められたいとの請願。

第一〇七号 昭和三十年十二月二十七日受理

呉市に広島大学医学部存置の請願

請願者 広島県呉市長 松本賢 一外一名

紹介議員 矢嶋 三義君

広島大学医学部を明年度において広島市に移転すべく文部並びに大学当局で計画している由であるが、本大学医学部は呉市に生れ、呉市に育つたものであり将来とも呉市において発展させることは呉市民の悲願であつて、当局の移転の理由とする医学の総合的研究の必要性と設備の充実による医学部の発展は広島市移転の絶対的条件とするものではなく当市においても実現可能であるから、是非とも本大学医学部を呉市に存置せられたいとの請願。

第一〇八号 昭和三十年十二月二十七日受理

高山祭及び屋台の調査に関する請願

請願者 岐阜県高山市神明町四ノ一五高山市役所内高山屋台保存会内 川上 辰彦

紹介議員 矢嶋 三義君

高山祭及び屋台は、奈良朝以来飛騨匠

による建築彫刻の粋を發揮し、加うるに京都西陣あるいは舶来の芸術品によつて完成された古典文化の遺産であり、国宝的文化財である。近年これが修理を必要とするに至つたがその屋台の数が多く上に専門的知識によらなければ軽々しく手を加えることができないから、専門家による綿密な調査を進められたいとの請願。

第一一四号 昭和三十一年一月九日受理

地方教育委員会の権限縮小反対に関する請願

請願者 東京都新宿区下落合四ノ一、六九二 小柏 二

紹介議員 安井 謙君

一月七日、自民党文教制度調査特別委員会は、教育委員会制度に関して「都道府県及び市町村の教育委員会は存置する。但し委員は任命制とする。なお予算原案送付権を廃止する。」との基本方針を決定した由であるが、かくては昔日の学務委員制の復活であつて民主主義教育を根本的に破壊する結果となるから、委員の公選制度及び予算原案送付権については、あくまでこれを持続するよう善処せられたいとの請願。

第一二〇号 昭和三十一年一月十一日受理

学校保健法制定に関する請願

請願者 青森市長島本町国道通 久保内歯科医院内 久保内健太郎

紹介議員 笹森 順造君

現在、学校における健康管理に関する

法規としては、学校身体検査規程（省令）、学校伝染病予防規程（省令）、教員保護令（勅令）等であるが、これらはいずれも時代的にずれが大きく、不徹底、不完全なもので、到底現下の学校保健に即応して、これが万全を期することのできないものである。さらに、学校保健に携わる人的要素としては、保健主事、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、養護教諭等であるが、その身分、待遇、配置人数等については、なんら法的根拠なく、しかもその所遇、勤務規定等は全く不備で彼等の活動に万全を期することは不可能の現状である。また、最近における災害事故のひん発にみ、健康組合制度等による全国児童生徒の健康の保全並びに傷害の補償等について急速に対策をたてる必要を認めること痛切なものである。これらの理由により早速に学校保健法を制定せられたいとの請願。

第一二九号 昭和三十一年一月十三日受理

岩手県に国立水産大学設置の請願

請願者 岩手県議會議長 内村 一三

紹介議員 川村 松助君

岩手県の沿岸は、世界三大漁場に面し、海岸線は実に延長四百七十七キロメートルに及び、その間、天然の良港に恵まれるとともに、暖流寒流による魚種の多様なこと等、本邦屈指の水産県として、他に類を見ないところであるが、本県水産業界の実態は、水産の基礎となる調査研究の資料が乏しく、わずかに県立の試験場又は水産高校等

による資料その他の指導機関を持つにとどまる現状であるため、地域の水産は向上されず、積極的漁法への転換が叫ばれている現在、科学化せる的確な資料と指導が何としても必要であるから、本県水産業の特殊性にかんがみ、国立水産大学を設置せられたいとの請願。

第一三〇号 昭和三十一年一月十三日受理

岩手県立宮古水産高等学校等の共同実習船建造費国庫補助に関する請願

請願者 岩手県議會議長 内村 一三

紹介議員 川村 松助君

岩手県における水産教育施設としては、宮古水産高等学校、広田水産高等学校及び久慈高等学校水産科等であるが、教育上最も必要である実習船は、宮古校の宮古丸（昭和五年進水）があるだけで、しかも本船はすでに老朽化し、実習にはなほ危険の状態であるため（広田校の広田丸はすでに廃船として処分）、実習に困難をきたしている現状であるから、水産教育の振興を期するため、三校共同に使用する実習船の建造が、是非昭和三十一年度を実現するよう国庫補助の措置を講ぜられたいとの請願。

一月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

一、日本学士院法案

一、日本学術会議法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中京都大学の項を次のように改める。

| 京都大学 | |
|---------|---------------------------------------|
| 化学研究所 | 化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究 |
| 人文科学研究所 | 世界文化に関する人文科学の総合研究 |
| 結核研究所 | 結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究 |
| 工学研究所 | 工学に関する学理及びその応用の総合研究 |
| 木材研究所 | 木材に関する学理及びその応用の研究 |
| 食糧科学研究所 | 食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究 |
| 防災研究所 | 災害に関する学理及びその応用の研究 |
| ウイルス研究所 | ウイルスの探究並びにウイルス病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究 |

附則
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

日本学士院法案

日本学士院法

(目的)

第一条 日本学士院は、学術上功績顕著な科学者を優遇するための機関とし、この法律の定めるところにより、学術の発達に寄与するため必要な事業を行うことを目的とする。

(組織)

第二条 日本学士院は、日本学士院会員(以下「会員」という。)で組織する。

- 2 会員の定員は、百五十人とする。
- 3 日本学士院に、次の二部を置き、会員は、その専攻する部門により、いずれかの部に分類する。
 - 第一部 人文科学部門
 - 第二部 自然科学部門

(会員)

第三条 会員は、学術上功績顕著な科学者のうちから、日本学士院の定めるところにより、日本学士院において選定する。

2 会員は、終身とする。

- 3 会員は、非常勤とする。
- 4 会員は、總會において、学術上の論文を提出し、又は紹介することができ、

(役員)

- 第四条 日本学士院に、院長一人、幹事一人及び部長二人を置く。
- 2 院長は、会員の互選によつて定め、院務を総理する。
 - 3 幹事は、会員の互選によつて定め、院長を補佐し、院長に事故があるときはその職務を代理し、院長が欠けたときはその職務を行ふ。
 - 4 部長は、その部に属する会員の互選によつて定め、部務を処理する。

(會議)

- 第五条 日本学士院の會議は、總會及び部会とする。
- 2 總會は、日本学士院に関する重要事項を審議し、及び決定する。
 - 3 部会は、その部に関する重要事項を審議する。
 - 4 會議の運営に関する事項は、日本学士院の定めるところによる。

(客員)

第六条 日本学士院は、わが国における学術の発達に關し特別に功勞のあつた外国人に、日本学士院客員の称号を与えることができる。

(加入)

第七条 日本学士院は、国際学士院連合に加入することができる。

(事業)

第八条 日本学士院は、次の事業を行う。

- 1 学術上特にすぐれた論文、著書その他の研究業績に対する授賞

- 2 会員が提出し、又は紹介した学術上の論文を発表するための紀要の編集及び発行
- 3 その他学術の研究を奨励するため必要な事業で、日本学士院が行ふことを適當とするもの

(年金)

第九条 会員には、予算の範囲内で、文部大臣の定めるところにより、年金を支給することができる。

(職員)

第十条 日本学士院に、事務長その他所要の職員を置く。

- 2 事務長は、院長の指揮を受け、日本学士院に関する庶務を整理し、その他の職員は、上司の指揮を受け、庶務に従事する。

(雜則)

第十一条 この法律に定めるもののほか、日本学士院の内部組織その他その運営について必要な事項は、院長が、總會の議を経て、定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際次項の規定による改正前の日本学術會議法(昭和二十三年法律第二十一号)第二十四条の規定により置かれていた日本学士院並びにその日本学士院会員及び役員は、それぞれ、この法律による日本学士院並びにその会員及び相当の役員となるものとする。

(關係法律の改正)

- 3 日本学術會議法の一部を次のように改正する。
 - 第六章を次のように改める。
 - 第二十四条 削除

第四 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第九号第九号中「及び国立遺伝学研究所」を、「国立遺伝学研究所及び日本学士院」に改める。

第十四条中「日本芸術院」を「日本芸術院」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(日本学士院)

第二十五条の二 日本学士院については、日本学士院法(昭和三十一年法律第 号)の定めるところによる。

5 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十六号を削り、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第十二号として次の一号を加える。

十二 日本学士院会員

日本学術會議法の一部を改正する法律案

日本学術會議法の一部を改正する法律

日本学術會議法(昭和二十三年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二章中第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。

2 前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合において、政府があらたに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする。

第十条中「哲学」を「哲学、教育学、心理学、社会学」に、「商学」を「商学、経済学」に改める。

第十六条第三項中「中、局長並びに一級及び二級の官吏」及び「これを行い、三級官吏以下の任免は、局長が」を削る。

第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 会員の選挙権及び被選挙権を有する者は、日本学術会議の定める選挙規則の規定に違反する行為をした場合においては、同規則の定めるところにより、選挙権及び被選挙権を停止され、その者が当選人であるときは、その当選を無効とされる。

第十八条中「前条の規定により選挙権を有する者(以下有権者という。）」を「会員の選挙権及び被選挙権を有する者」に、「行使することができない。」を「行使し、又は選挙されることができない。」に改める。

第二十条中「有権者」を「会員の選挙権及び被選挙権を有する者」に改める。

第二十一条中「前四条」を「この章」に改める。

別表第一部の項中

| | |
|----|---|
| 哲学 | 四 |
| 史学 | 四 |
| 文学 | 四 |

を

| | |
|-------------|---|
| 文学 | 三 |
| 哲学 | 三 |
| 教育学・心理学・社会学 | 三 |
| 史学 | 三 |

に改め、同表第三

三部の項中「商学」を「商学・経済学」に改める。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、就学困難な児童のための教科用図書
- の給与に対する国の補助に関する法律案

就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律案

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行し、昭和三十一年度

(目的) 第一条 この法律は、経済的理由によつて就学困難な児童のため教科用図書の給与を行つた地方公共団体に對し、国が必要な援助を与えることとし、もつて小学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(国の補助) 第二条 国は、市(特別区を含む)町村が、その区域内に住所を有する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条に規定する学齢児童の同法第二十一条第一項に規定する保護者で次の各号の一に該当するものに対して、同法第二十一条第一項の教科用図書又はその購入費を給与する場合に、予算の範囲内において、これに要する経費を補助する。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六条第二項に規定する要保護者(その学齢児童について、同法第十三条の規定による教育扶助が行われている場合の学校教育法第二十一条第一項に規定する保護者である者を除く。)

二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

(補助の基準) 第三条 前条の規定により国が補助を行う場合の補助の基準については、政令で定める。

附則 1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行し、昭和三十一年度

において使用される教科用図書から適用する。

2 新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律(昭和二十七年法律第三十二号)は、廃止する。

3 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

附則第三項を削り、附則第四項から附則第六項までを順次一項ずつ繰り上げる。

附則第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を附則第六項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。